

令和4年2月定例会

# 埼玉県央広域事務組合議会会議録

令和4年2月17日 開会

令和4年2月17日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

令和4年  
2月定例会 埼玉県央広域事務組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
2月17日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○議席の指定	5
○議員の自己紹介	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議事日程の報告	6
○副議長の選挙	7
○副議長就任のあいさつ	7
○議会運営委員会委員の選任	8
○諸般の報告	8
○行政報告	9
○報告第1号、報告第2号の上程、説明	10
○議案第1号～議案第7号の上程、説明	11
○一般質問	18
13番 浦田 充 議員	18
2番 諏訪 三津枝 議員	23
15番 諏訪 善一良 議員	26
○議案第1号の質疑、討論、採決	37
○監査委員就任のあいさつ	38
○議案第2号の質疑、討論、採決	39
○議案第3号の質疑、討論、採決	39
○議案第4号の質疑、討論、採決	40
○議案第5号の質疑、討論、採決	41
○議案第6号の質疑、討論、採決	42

○議案第7号の質疑、討論、採決 .....	43
○管理者のあいさつ .....	44
○閉 会 .....	45



署名議員 .....	47
参考資料	
議決結果一覧表 .....	49

埼玉県央広域事務組合告示第1号

令和4年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月10日

埼玉県央広域事務組合管理者 原 口 和 久

- 1 期 日 令和4年2月17日（午前9時）
- 2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 14名

2番	諏訪三津枝	議員	3番	坂本国広	議員	
4番	にいつま	亮	議員	5番	相馬正人	議員
6番	村田裕子	議員	7番	岡村有正	議員	
8番	潮田幸子	議員	9番	織田京子	議員	
10番	秋谷	修	議員	11番	阿部慎也	議員
12番	岩崎隆志	議員	13番	浦田	充	議員
14番	日高英城	議員	15番	諏訪善一良	議員	

○ 不 応 招 議 員 1名

1番 金子裕太 議員

# 令和4年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会 第1日

令和4年2月17日（木曜日）

## 議 事 日 程

- 1 議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 副議長の選挙
- 5 議会運営委員会委員の選任
- 6 諸般の報告
- 7 行政報告
- 8 専決処分の報告
- 9 議案第1号から議案第7号の上程、提案趣旨説明
- 10 一般質問
- 11 議案第1号の質疑、討論、採決
- 12 議案第2号の質疑、討論、採決
- 13 議案第3号の質疑、討論、採決
- 14 議案第4号の質疑、討論、採決
- 15 議案第5号の質疑、討論、採決
- 16 議案第6号の質疑、討論、採決
- 17 議案第7号の質疑、討論、採決
- 18 管理者のあいさつ
- 19 閉 会

○出席議員 14名

2番	諏訪三津枝	議員	3番	坂本国広	議員
4番	にいつま 亮	議員	5番	相馬正人	議員
6番	村田裕子	議員	7番	岡村有正	議員
8番	潮田幸子	議員	9番	織田京子	議員
10番	秋谷 修	議員	11番	阿部 慎也	議員
12番	岩崎隆志	議員	13番	浦田 充	議員
14番	日高英城	議員	15番	諏訪善一良	議員

○欠席議員 1名

1番 金子裕太 議員

○説明のため出席した者

管 理 者	原 口 和 久
副 管 理 者	小 野 克 典
副 管 理 者	三 宮 幸 雄
会 計 管 理 者	大 塚 泰 史
参事兼事務局長	小 林 宣 也
消 防 長	新 井 正
本 部 次 長	黒 沼 浩 二
本 部 次 長	黒 沢 高 志
副 参 事 兼 防 課 長	卯 月 光 弘
消 防 総 務 課 長	千 村 茂
警 防 課 長	森 正 幸
救 急 課 長	岡 田 正 夫
指 令 課 長	小 林 正 士
総 務 課 長	島 田 英 樹

○本会議に出席した事務局職員

書 記	福 島 大 輔	書 記	千 葉 昌 子
書 記	小 原 祥 子	書 記	小 杉 友 紀

(開会 午前 9時08分)

### ◎ 開 会 の 宣 告

**日高英城議長** ただいまから令和4年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を開会いたします。

金子裕太議員より欠席、にいつま亮議員より遅参する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

### ◎ 開 議 の 宣 告

**日高英城議長** これより本日の会議を開きます。

### ◎ 議 席 の 指 定

**日高英城議長** 日程第1、議席の指定を議題といたします。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、私よりご指定いたします。

12月に桶川市から選出されましたにいつま亮議員、相馬正人議員、岩崎隆志議員、浦田充議員の議席につきましては、ただいまご着席になっている席を議席と指定いたします。

### ◎ 議員の自己紹介

**日高英城議長** ここで、桶川市より選出された議員さんの異動の報告をいたします。

桶川市選出の山中敏正議員、岡野千枝子議員、保坂輝雄議員、新島光明議員に代わりまして、にいつま亮議員、相馬正人議員、岩崎隆志議員、浦田充議員が本会議の議員に選出されましたので、ご報告いたします。

このたび選出された議員の皆様の中には、初対面の方もあろうかと思いますので、議席番号1番の方から順次住所、氏名程度の自己紹介をお願いいたします。それでは、よろしく願いいたします。

**2番 諏訪三津枝議員** 議席番号2番、鴻巣市選出の諏訪三津枝でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**3番 坂本国広議員** 鴻巣市選出の坂本国広です。よろしくお願い申し上げます。

**5番 相馬正人議員** 初めまして。桶川から参りました相馬正人と申します。どうぞよろしくお願い

します。

6番 村田裕子議員 おはようございます。北本市選出の村田と申します。よろしくお願いいたします。

7番 岡村有正議員 おはようございます。北本市選出の岡村有正です。よろしくお願いいたします。

8番 潮田幸子議員 鴻巣市選出の潮田幸子でございます。よろしくお願いいたします。

9番 織田京子議員 おはようございます。鴻巣市選出の織田京子です。よろしくお願いいたします。

10番 秋谷 修議員 おはようございます。鴻巣市の秋谷修です。よろしくお願いいたします。

11番 阿部慎也議員 鴻巣市の阿部慎也と申します。よろしくお願いいたします。

12番 岩崎隆志議員 今日は遅れまして申し訳ございませんでした。桶川市選出の岩崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

13番 浦田 充議員 桶川市選出の浦田充です。よろしくお願いいたします。

15番 諏訪善一良議員 おはようございます。北本市選出の諏訪善一良といいます。よろしくお願いいたします。

日高英城議長 おはようございます。北本市選出の日高英城と申します。よろしくお願いいたします。  
以上で議員の自己紹介を終わりにさせていただきます。

### ◎ 会議録署名議員の指名

日高英城議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。

2番、諏訪三津枝議員、15番、諏訪善一良議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

### ◎ 会期の決定

日高英城議長 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、2月17日の1日間といたしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

日高英城議長 ご異議ないものと認めます。

よって、会期は2月17日の1日間と決定いたしました。

### ◎ 議事日程の報告

日高英城議長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元にお配りしてあります日程表のとおりでございます。ご了承願います。

### ◎ 副 議 長 の 選 挙

日高英城議長 日程第4、副議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

日高英城議長 ご異議ないものと認めます。

よって、これより副議長の選挙を指名推選により行います。

指名の方法については、私より指名することといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

日高英城議長 ご異議ないものと認めます。

よって、私より指名することに決定いたしました。

埼玉県央広域事務組合議会副議長に岩崎隆志議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私より指名したとおり当選人を定めることにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

日高英城議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岩崎隆志議員が副議長に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

### ◎ 副議長就任のあいさつ

日高英城議長 続いて、ただいま副議長に当選されました岩崎隆志議員より副議長就任のごあいさつをお願いしたいと思います。

登壇をお願いします。

〔12番 岩崎隆志議員登壇〕

12番 岩崎隆志議員 おはようございます。ただいま皆様からご推挙いただきました、桶川市選出の岩崎と申します。要職は身に余る光栄でございますけれども、本組合のために鋭意尽力させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

## ◎ 議会運営委員会委員の選任

日高英城議長 続きまして、日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、議会運営委員会条例第3条第2項の規定により、組合市から2名選出するものと規定されております。

このたび桶川市におきましては議員の改選があり、2名の議員が欠員となっておりますので、同条例の規定により、桶川市の議員につきましては私よりご指名申し上げることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

日高英城議長 ご異議ないものと認めます。

よって、私よりご指名申し上げます。

埼玉県央広域事務組合議会運営委員会委員ににいつま亮議員、浦田充議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私より指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員を選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

日高英城議長 ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、埼玉県央広域事務組合議会運営委員会委員ににいつま亮議員、浦田充議員を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時16分)



(開議 午前 9時18分)

日高英城議長 それでは、休憩前に続き、会議を再開いたします。

## ◎ 諸般の報告

日高英城議長 日程第6、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案説明のため管理者並びに関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和3年度9月分、10月分及び11月分の例月出納検査結果報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記をして報告させます。

福島書記。

〔書記朗読〕

日高英城議長 ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布してありますので、ご了承願います。

## ◎ 行 政 報 告

日高英城議長 日程第7、行政報告を行います。

小林参事兼事務局長から行政報告を求めます。

小林参事兼事務局長。

〔小林宣也参事兼事務局長登壇〕

小林宣也参事兼事務局長 それでは、令和3年11月議会定例会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、NTT東日本電話交換機の工事に伴う緊急通報受理回線への影響等についてでございますが、本日午後11時から明日午前4時までの間のうち約3分間、119番通報、ファクス119番通報及び消防本部、鴻巣消防署への一般電話が一時的に接続できなくなります。住民の皆様には、組合市の広報紙への掲載、ヤフー防災速報での配信及び当消防本部ホームページへの掲載により通知するとともに、ファクス119番通報を利用している聴覚障がい者の方に対しましては各組合市福祉担当課よりご連絡させていただきました。

次に、吹上分署配備の水槽付消防ポンプ自動車及び鴻巣天神分署の高規格救急自動車につきましては、3月上旬に納車予定であり、資機材取扱い訓練や操縦訓練を実施し、3月中旬から運用を開始する予定となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送状況についてでございますが、令和4年2月14日現在、当消防本部で救急搬送した事案は、管内住民が184名及び管外住民が55名の合計239名となっており、11月定例会の報告から61名の増加となっております。

次に、職員の新型コロナウイルスへの感染についてでございますが、令和4年2月14日までに10名の職員が感染いたしました。職員の感染が判明した場合は、幹部職員による緊急対策会議の開催や災害出動に支障が生じないように、勤務体制などを変更して対応いたしました。引き続き感染防止対策を徹底してまいります。

次に、3回目の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてでございますが、ヘリオス会病院が実施しているワクチン接種にキャンセルが発生した場合、救急隊員等災害現場に出動する職員に優先して接種しており、2月14日現在、17名の職員が完了しております。また、居住地で接種した職員185名を含め、3回目のワクチン接種が完了している職員は、2月14日現在202名、接種率は74.5%となっております。

次に、令和3年度消防職員採用試験についてでございますが、第1次試験は昨年9月19日日曜日

に上級、中級、初級試験を、それぞれ教養試験、論文試験及び消防適性検査の内容で実施し、39名の受験者の中から31名を合格といたしました。その後、第2次試験といたしまして、11月11日木曜日に個人面接、集団討議、共同作業、体力検査及び身体検査を行い、11名を採用候補者名簿に登載いたしました。なお、採用予定者の内訳は、上級4名、中級3名、初級4名となっており、採用は本年4月1日の予定でございます。

続きまして、県央みずほ斎場についてご報告申し上げます。令和3年4月1日から本年1月31日までの10か月間の利用状況についてでございますが、火葬件数は2,437件でございます。前年度の同期と比較して125件の増加となり、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は約9.6件ございました。また、葬儀、告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場及び第2式場を合わせて477件で、前年度の同期と比較して4件の増加となり、1日当たりの利用件数は約1.9件ございました。

なお、小動物の火葬件数につきましてはお手元に資料を配布させていただきましたので、御覧いただきたいと存じます。

以上、誠に簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

**日高英城議長** ありがとうございました。

## ◎ 報告第1号、報告第2号の上程、説明

**日高英城議長** 日程第8、報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告について2件の説明を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

**原口和久管理者** おはようございます。本日ここに令和4年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

それでは、報告第1号及び第2号につきましてご説明申し上げます。この報告2件につきましては、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会から管理者の専決処分事項として指定を受けている事項につきまして、同条第2項の規定に基づきご報告するものでございます。

初めに、報告第1号につきましてご報告申し上げます。本件は、令和3年9月11日午後7時11分頃、行田市持田376番地先の路上において、病院から帰署途中の鴻巣天神分署の高規格救急自動車が走行していた際、右側の駐車場から進行してきた相手方の普通自動車と接触し、相手方の右側前部及び高規格救急自動車の右側中央部が破損したものであります。損害賠償につきましては、示談に

より、組合は相手方に損害額 1 万9,743円を賠償することになり、令和 3 年12月 2 日に専決処分を行ったものです。

次に、報告第 2 号につきましてご報告申し上げます。本件は、令和 3 年11月 5 日午前 9 時18分頃、鴻巣市鴻巣634番地 2、鴻巣市立陸上競技場において、救急出動中の鴻巣天神分署の高規格救急自動車が北側入り口から進入する際、相手方の進入禁止用のポールと車両前部バンパー右側が接触し、当該ポールを破損させたものであります。損害賠償につきましては、示談により組合は相手方に損害額 7 万3,700円を賠償することになり、令和 3 年12月16日に専決処分を行ったものです。

なお、この 2 件の事故の賠償金につきましては、全額保険金の対象となっております。

以上が専決処分につきましてのご報告でございます。よろしくお願い申し上げます。

**日高英城議長** 以上が専決処分の報告でございます。

ご了承願います。

#### ◎ 議案第 1 号～議案第 7 号の上程、説明

**日高英城議長** 日程第 9、議案第 1 号から議案第 7 号までの 7 件を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

**原口和久管理者** それでは、提案の趣旨をご説明する前に、組合業務の令和 4 年度における施策の基本方針並びに当初予算案の大綱につきまして申し上げます。

ご案内のとおり、当組合が埼玉県央広域事務組合として発足してから、間もなく27年目を迎えようとしております。この間、皆様方のご協力によりまして消防業務及び斎場業務とも、順調に運営されているところでございます。

さて、我が国経済の先行きにつきましては、新型コロナウイルス感染症の対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されておりますが、感染症による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクや、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとされています。

このような中、令和 3 年度の地方財政は、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税収入や国税 5 税の法定率分が大幅に減少するとともに、社会保障関係費の増加が見込まれ、財源不足は 10.1兆円に達するなど、非常に厳しい状況となっております。

さらに、地方財政の借入金残高は、令和 3 年度末で193兆円になると予想されていることから、各地方自治体には新型コロナウイルス感染症対策に対応しながらの難しい財政運営が求められており

ます。

当組合におきましても、各組合市からの負担金を中心に運営していることから、規律ある行財政運営に向けて一層の適正化・効率化が求められているところであります。

当組合では、地方交付税に係る消防費の基準財政需要額を考慮し、地方債や消防施設整備基金を有効活用するなど財源の確保を図り、住民の皆さんのご期待に最大限応えるべく、消防・救急・救助体制の充実強化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、斎場につきましても、良好な状態で施設をご利用いただけるよう運営に万全を期してまいる所存でございますので、一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

続きまして、組合事業ごとに基本方針を申し上げます。

初めに消防事業でございますが、消防機関は、感染症や自然災害に対し、消防力を最大限に発揮するとともに、組合市との連携を強化し、地域事情に精通する消防団と一体となって、あらゆる災害に立ち向かわなければならないと考えております。

これを踏まえ、今回新たに策定した第6次消防力等整備計画に基づき、効果的かつ重点的な施設、設備の整備を行い、組織を強化するとともに、職員の感染防止対策や教育訓練に努め、活動の質を高めてまいります。

次に、予防事業でございますが、防火安全対策として、住宅火災での人的・物的損害の低減を図るため、火災の早期発見・早期対応として住宅用火災警報器の普及と更新などを継続的に推進し、組合ホームページなどによる防火広報を積極的に活用するとともに、関係機関と協力して、組合市の各地域に防火意識の高揚を図るよう積極的に取り組んでまいります。

また、各事業所に対しては立入検査の実施などにより、消防用設備等の設置維持管理及び災害発生時の対応など防火管理体制を総合的に指導し、火災発生を防止する措置を講じてまいります。

次に、救急救助事業でございますが、近年、複雑多様化・大規模化する災害に対応するため、救助技術の向上を図るとともに、救急救命士の計画的な養成や高度化する救急救命処置に対応する隊員の育成、また、医療機関との連携の充実を図ります。

なお、救急事業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に対して適切に対応するため、救急隊員の感染防止対策を徹底するとともに、感染防止に係る資機材の確保に努めてまいります。

次に、県央みずほ斎場事業でございますが、住民の期待に応えるため、新たに策定した第5次県央みずほ斎場施設維持管理等計画に基づき、常に荘厳で格調高い品位の下、人生終えんの場にふさわしい施設環境の維持を図り、利用者サービスの向上に努めてまいります。

続きまして、令和4年度予算（案）の大綱につきまして申し上げます。

消防に関してでございますが、新たに策定した第6次消防力等整備計画に基づき、着実に消防力の充実強化を図ってまいります。

施設・設備につきましては、鴻巣天神分署整備事業に着手するほか、消防本部庁舎変電設備部品

交換修繕、北本東分署非常用自家発電装置交換修繕、消防本部訓練塔修繕などを実施し、消防施設・設備の機能維持管理に努めてまいります。

消防車両につきましては、第6次消防力当整備計画に基づき、北本消防署のはしご付消防ポンプ自動車の更新をはじめ、鴻巣消防署の水槽付消防ポンプ自動車、吹上分署の高規格救急自動車などをそれぞれ更新するほか、鴻巣消防署のはしご付消防ポンプ自動車のオーバーホールを実施いたします。

また、令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、全救急車内に消毒用オゾン発生装置を設置するほか、緊急防災・減災事業債を活用し、鴻巣消防署トイレ改修工事及び鴻巣西分署浴室個室化工事を行い、感染防止対策の充実強化を図ります。

次に、県央みずほ斎場についてでございますが、火葬業務に万全を期すため、火葬炉設備等について計画に基づく修繕を実施することにより、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

続きまして、ただいま上程いたしました議案につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。今回ご提案申し上げました議案は、全部で7件でございます。これより議案番号に従いましてご説明申し上げます。

最初に、議案第1号 埼玉県央広域事務組合監査委員の選任についてでございます。本案は、監査委員2人のうち、現在議会選出の委員に欠員が生じておりますので、後任として相馬正人議員を監査委員に選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

相馬議員におかれましては、今さら申し上げるまでもなく、豊富な識見をお持ちであり、また高潔で誠実なお人柄で、人望も厚く、監査委員として適任であると考えまして、ご提案を申し上げる次第であります。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）でございます。本案は、鴻巣市の12月議会定例会において、12月17日に鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例が議決されたことを受けまして、鴻巣市と同様に特別休暇に不妊治療のための休暇を新設する内容で、本条例の一部改正を令和3年12月23日に専決処分いたしましたので、承認を求めるものでございます。

次に、議案第3号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてでございます。本案は、埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第4号 令和3年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。本案は、令和3年度一般会計における3回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ363万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ37億6,157万8,000円とするものでございます。

内容といたしましては、事業費の確定などによる過不足の調整を行うものでございます。

次に、議案第5号 令和3年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）についてでございます。本案は、令和3年度斎場特別会計における2回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,578万9,000円とするものでございます。

内容といたしましては、火葬件数の増加による斎場使用料の増額や事業費の確定などによる過不足の調整を行うものでございます。

次に、議案第6号 令和4年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算についてでございます。本案は、施策の基本方針並びに予算案の大綱によりまして予算を編成したもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億729万7,000円とするものでございます。

次に、議案第7号 令和4年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算についてでございます。本案につきましては、一般会計と同様、施策の基本方針並びに予算案の大綱によりまして予算を編成したもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,385万5,000円とするものでございます。

以上が、今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては担当から説明をさせます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**日高英城議長** 次に、議案第2号から議案第7号の細部説明を求めます。

小林参事兼事務局長。

[小林宣也参事兼事務局長登壇]

**小林宣也参事兼事務局長** それでは、議案第2号から議案第7号までの議案につきまして、細部説明を申し上げます。

初めに、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。本案は、昨年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が示されたことによる人事院規則の一部改正に併せた改正でございます。

内容といたしましては、妊娠、不妊治療のための休暇として年5日の有給休暇を新設し、頻繁な通院を要する場合は5日を加算するものであり、本条例は令和4年1月1日から施行しております。

続きまして、議案第3号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてご説明申し上げます。今回の規約変更は、埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、令和4年4月1日から埼玉県都市競艇組合が埼玉県都市ボートレース企業団に名称変更することに伴い、同組合の規

約に変更が生じるため、関係地方公共団体の協議を経て、県知事の許可を受ける必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第4号 令和3年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明いたします。11ページ上段をお開きください。4款1項1目1節消防費県補助金、警防課、東京オリンピック消防・救急体制整備費補助金24万7,000円は、事業費の確定による減額でございます。

7款、2項1目1節斎場特別会計繰入金、総務課639万7,000円は、斎場特別会計の執行残を繰り入れるものでございます。

その下、10款1項1目1節消防債、消防総務課は、鴻巣西分署の非常用自家発電装置整備事業債を20万円減額するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。13ページの上段を御覧ください。1款1項1目議会費、総務課、議会運営事業、8節旅費90万円及び1節使用料及び賃借料34万5,000円は、組合議会議員研修視察の中止によるものでございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費、総務課、24節積立金、財政調整基金積立金6,753万6,000円は、今回の一般会計及び斎場特別会計の譲与見込額を積み立てるものでございます。これにより、財政調整基金の残高は3億1,766万8,247円となる見込みですが、令和4年度当初予算において財政調整基金繰入金2億3,368万2,000円を計上させていただいております。

続きまして、15ページ中段を御覧ください。3款1項1目常備消防費、消防総務課、人件費3,631万円は、育児休業中の職員及び退職者に係る職員給の減額並びに共済費の徴収率が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。

続きまして、15ページから19ページの消防総務課から北本消防署管理指導課までの職員研修などに係る8節旅費64万4,000円及び18節負担金、補助及び交付金96万5,000円は、研修の中止、受講者数の変更等による減額でございます。

続きまして、19ページ上段を御覧ください。2目消防施設費、消防総務課、鴻巣天神分署整備事業、12節委託料237万8,000円は、事業費の確定による減額でございます。

警防課、消防自動車等整備事業、17節備品購入費67万2,000円は、広報車等の購入費の確定による減額でございます。

その下、鴻巣消防署管理指導課、消防用建物等整備事業、14節工事請負費1,406万2,000円は、川里分署トイレ浴室等改修工事の事業費の確定による減額、鴻巣西分署浴室等改修工事が緊急防災・減災事業債の対象となったことから、次年度事業として予算を組み替えたことによる減額でございます。

続きまして、議案第5号 令和3年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）に

つきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明いたします。11ページをお開きください。1款1項1目1節斎場使用料140万円は、火葬室の使用件数の増加によるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。13ページを御覧ください。1款1項1目斎場運営費、総務課、斎場運営事業、27節繰出金639万7,000円は、先ほどご説明させていただきました斎場使用料の増加分等と需要費等の執行残を一般会計に繰り出すものでございます。

その下、斎場施設整備事業、10節需用費修繕料221万8,000円は、事業費の確定による減額でございます。

以上で議案第5号の細部説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第6号 令和4年度埼玉県中央広域事務組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の第1条につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億729万7,000円と定めるものでございます。

4ページを御覧ください。第2表、地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、地方債の限度額や起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。消防車両整備事業は、北本消防署のはしご付消防ポンプ自動車、鴻巣消防署の水槽付消防ポンプ自動車及び吹上分署の高規格救急自動車を更新しようとするものでございます。

その下、非常用自家発電装置整備事業は、北本東分署の設備を更新するもの、鴻巣天神分署整備事業は、昭和41年に建築した庁舎を整備しようとするもの、消防庁舎改修工事整備事業は、感染防止対策として仮眠室の個室化等の工事及び設計を行うものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。11ページの上段を御覧ください。1款1項1目1節総務課、組合市負担金は33億1,737万8,000円であり、前年度と比較し6,577万3,000円の減額となっております。この負担金は、共通経費、消防経費、斎場経費から成っており、共通経費は消防と斎場業務に共通する議会費、一般管理費、情報管理費、監査委員費、公平委員会費に係る経費であり、その2分の1を消防経費と斎場経費に加算し、それぞれの負担率により各組合市から負担いただくものでございます。

別冊の予算参考資料の36ページを御覧ください。消防経費の各組合市からの負担割合の算出方法につきましては、前年度となる令和3年度の普通交付税に係る消防事務に要する基準税需要額の割合により、また斎場経費の負担割合は前年度となる令和3年10月1日現在の住民基本台帳登録人口の割合によりご負担いただくものでございます。

予算書に戻りまして、13ページの下段を御覧ください。7款1項1目1節総務課、財政調整基金繰入金2億3,368万2,000円は、一般会計分として2億1,367万7,000円、斎場特別会計分として2,000万5,000円を繰り入れるものでございます。

2目1節消防施設整備基金繰入金1,319万8,000円は、鴻巣天神分署整備事業に充当するため繰り入れるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書の17ページ上段と併せて、別冊の予算参考資料の7ページ上段を御覧ください。1款1項1目議会費、総務課、議会運営969万1,000円は、議員報酬などの議会運営経費でございます。13節使用料及び賃借料のうち議場用赤外線マイクシステム借上料123万3,000円は、今お使いいただいているワイヤレスマイクが電波法関連法令の改正により使用できなくなるため、赤外線マイクに変更するものでございます。

予算書の25ページの中段と予算参考資料の13ページの下段を御覧ください。3款1項1日常備消防費、消防総務課、人件費の2節給料から18節負担金、補助及び交付金までの総額は28億4,231万8,000円となり、常備消防費の約91.1%を占めるものでございます。

予算書の29ページの上段と予算参考資料の17ページの下段を御覧ください。上から2番目の事業、消防施設整備基金積立金は、署所の大規模改修等に備えるため5,000万円を積み立てるものでございます。

続きまして、予算書の33ページ中段と予算参考資料の21ページ下段を御覧ください。救急課、救急活動事業、10節需用費、医薬材料費2,009万7,000円は、新型コロナウイルス感染防止対策用を含む救急活動用資機材でございます。

続きまして、予算書の41ページ上段と予算参考資料の27ページ下段を御覧ください。2目消防施設費でございます。消防総務課、消防用建物等整備事業、10節需用費の修繕料2,728万1,000円は消防本部庁舎変電設備部品交換修繕など、14節工事請負費596万2,000円は消防本部、鴻巣消防署庁舎のトイレ改修に係るものでございます。

その下、鴻巣天神分署整備事業3,959万8,000円は、庁舎建設工事に係る設計業務委託料などでございます。

その2つ下、警防課、消防自動車等整備事業、17節備品購入費2億8,838万6,000円は、鴻巣消防署に更新配備する水槽付消防ポンプ自動車5,726万円、北本消防署に更新配備するはしご付消防ポンプ自動車2億1,780万円のほか、広報車3台に係るものでございます。

その下、救急課、消防自動車等整備事業、17節備品購入費3,055万1,000円は、吹上分署に更新配備する高規格救急自動車に係るものでございます。

その下、鴻巣消防署管理指導課、消防用建物等整備事業、14節工事請負費910万8,000円は、鴻巣西分署浴室個室化工事に係るものでございます。

その下、鴻巣消防署管理指導課、消防自動車等整備事業、10節需用費、修繕料3,201万7,000円は、はしご付消防ポンプ自動車のオーバーホールに係るものでございます。

その下、桶川消防署管理指導課、消防用建物等整備事業、12節委託料158万4,000円は、桶川消防署仮眠室個室化工事に係るものでございます。

続きまして、予算書の43ページ下段と予算参考資料の31ページを御覧ください。5款公債費、1項1目元金、消防総務課の元金償還事業1億3,005万6,000円と2目利子、利子償還事業のうち208万円は、平成23年度から令和3年度までの消防債借入れ分の償還金でございます。

以上で議案第6号の細部説明を終わります。

次に、議案第7号 令和4年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の第1条ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,385万5,000円と定めるものでございます。

初めに、歳入についてご説明いたします。9ページ上段を御覧ください。1款1項1目1節斎場使用料8,434万5,000円は、火葬室使用料2,536件分、霊安室使用料368日分、待合室使用料1,736件分、式場使用料568件分、小動物火葬炉使用料1,507件分でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書の11ページ上段と予算参考資料の35ページ上段を御覧ください。1款1項1目斎場運営費、総務課、斎場運営事業、10節需用費のうち燃料費は、火葬炉等に使用する灯油の購入費2,112万円でございます。

その2つ下、12節委託料は、県央みずほ斎場の指定管理料9,173万3,000円などでございます。

13節使用料及び賃借料は、昨年4月より本運用しております斎場予約システム借上料187万2,000円でございます。

続きまして、斎場施設整備基金積立金は、県央みずほ斎場の大規模改修に備えて、定期預金利子を加えた5,004万2,000円を計上するものでございます。

以上で議案第2号から第7号までの細部説明を終わります。よろしくお願いたします。

**日高英城議長** 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)



(開議 午前11時40分)

**日高英城議長** それでは、休憩前に続き、会議を再開いたします。

## ◎ 一 般 質 問

**日高英城議長** 日程第10、これより一般質問を行います。

通告順序により、順次質問を許可いたします。

初めに、13番、浦田充議員の質問を許可いたします。

浦田充議員。

[13番 浦田 充議員登壇]

**13番 浦田 充議員** 皆さん、こんにちは。議席番号13番、浦田充です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、件名1、避難行動要支援者個別計画の活用について。昨年度より桶川市でも個別計画の作成が始まり、その作成が進んできたことと思います。そこで、消防における個別計画の策定についてお伺いします。

要旨1、平常時に個別計画を把握しているのでしょうか。また、訓練や消防計画などへの活用状況をお伺いします。

要旨2、災害発生時に個別計画を提出していることにより、優先的に救助されることはあるのでしょうか。

件名2、通報について。こちらは、組合市の事業である高齢者向けの緊急通報システムの内容をお伺いします。

要旨1、緊急通報システムによる場合と一般の119番通報による場合の出動までの流れの違いをお伺いします。

要旨2、緊急通報システム利用による利用者のメリットと消防行政におけるメリットをお伺いします。

件名3、障がい者雇用について。昨年度の障害者雇用促進法の改正により、障害者活躍推進計画の策定、公表が義務化されましたので、それに関連してお伺いします。

要旨1、本組合における障がい者雇用率、採用計画、課題をお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願ひします。

**日高英城議長** 浦田議員の1回目の質問が終わりました。

順次答弁を求めます。

森警防課長。

[森 正幸警防課長登壇]

**森 正幸警防課長** 件名1、要旨1、要旨2について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。避難行動要支援者個別計画についてでございますが、平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時における円滑かつ迅速な避難確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、平成25年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務化され、併せて個別計画を作成することが望ましいと示されました。避難行動要支援者の情報のうち名簿につきましては、平成28年8月から鴻巣市及び北本市、令和2年8月から桶川市より提供を受けております。

また、個別計画につきましては、令和2年8月から桶川市より提供を受けております。なお、この個別計画は、令和元年の台風第19号や令和2年7月豪雨等の教訓を踏まえ、令和3年5月の災害

対策基本法の改正により、作成が努力義務とされたことから、組合市が作成を進めております。活用状況につきましては、当消防本部が作成する消防活動の計画において、組合市から提供を受けた避難行動要支援者名簿をもとに指令システム地図情報に避難行動要支援者を示すマークを表記することにより、災害発生時には消防隊の支援情報として活用しているところでございます。

なお、防災訓練等での個別計画の活用につきまして組合市に確認したところ、現段階においては活用に至っていないと伺っております。

次に、要旨2についてお答えいたします。優先的に救助されることはあるのかにつきましては、現在の運用において個別計画提出の有無にかかわらず、指令システム地図情報の避難行動要支援者のマークを活用して、消防隊は救助することとなります。

以上でございます。

**日高英城議長** 小林指令課長。

〔小林正士指令課長登壇〕

**小林正士指令課長** 件名2、要旨1、要旨2について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。緊急通報システムとは、あらかじめシステム利用の登録をしている高齢者や障がい者が緊急に援助を必要とする場合において、緊急通報センターへペダント型無線発信機などを利用して通報し、緊急通報センターから消防本部へ通報されるシステムをいい、組合市が民間の機関と契約しているものでございます。一般の119番通報との違いにつきましては、緊急通報システムでは必ず緊急通報センターのオペレーターが介在しており、通報と同時にシステム登録の際の個人情報に基づき住所、氏名、既往症、かかりつけ医療機関などの情報がファクスにより送付される点でございます。

次に、要旨2についてお答えいたします。利用者のメリットといたしましては、緊急時に本人が119番通報できない場合にペダント型無線発信機などを利用することで、緊急通報センターを介して救急要請などができる点でございます。消防本部のメリットといたしましては、ファクスで送付される書面により、住所、氏名、既往症やかかりつけ医療機関、関係者の連絡先が通報とほぼ同時に把握できるため、迅速な出動指令と円滑な救急活動などを行うことができる点でございます。

**日高英城議長** 島田総務課長。

〔島田英樹総務課長登壇〕

**島田英樹総務課長** 件名3、要旨1についてお答えいたします。

当組合は、事務局と消防本部から成る一部事務組合でございますので、事務局と消防本部を分けてお答えいたします。初めに、事務局についてでございますが、事務局は基本的に組合市から派遣いただいている職員と消防本部から出向している職員で業務を行っておりますので、事務局職員としての任用は行っていないのが現状であり、雇用率はゼロ%、今後の採用予定もないため、採用計画は作成しておりません。

次に、消防本部についてでございますが、消防吏員は障害者雇用促進法第38条第1項の規定により、障がい者の採用について適用除外とされておりますので、これまで障がいのある方を採用した実績はなく、事務局と同様に雇用率はゼロ%、採用の予定もないため、採用計画は作成しておりません。

今後の課題といたしましては、在職中の職員が疾病、事故等により障がいを有することとなった場合、その職員が不本意な離職をすることがないように、適正な人事配置等に配慮する必要があると考えております。

以上でございます。

**日高英城議長** それでは、ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時53分)



(開議 午後 零時58分)

**日高英城議長** それでは、おそろいのようなので、休憩を解いて再開いたします。

浦田議員。

**13番 浦田 充議員** 1回目のご答弁、ありがとうございました。再質問させていただきます。

まず、件名1についてですが、桶川市以外の鴻巣市、北本市からの個別避難計画の提供の予定はあるのでしょうか。

それから、件名2について、緊急通報システムの通報件数はどのくらいでしょうか。

それから、緊急通報システムは消防にとってもメリットが大きいので、利用対象者にも幅広く利用いただけるようなシステムにするとよいと思いますが、利用者への促進についてはどのように行っていますでしょうか。

それから、件名3について、在職中に障がいを有することになった事例はあるのでしょうか。

以上お伺いします。

**日高英城議長** 森警防課長。

**森 正幸警防課長** 桶川市以外の鴻巣市、北本市から個別計画の提供を受ける予定はあるのかについてですが、鴻巣市及び北本市に確認したところ、現段階においては個別計画の提供予定はないと伺っております。

以上でございます。

**日高英城議長** 小林指令課長。

**小林正士指令課長** 件名2の通報システムへの通報件数の件ですが、過去3年間で組合3市合計の年間の件数についてお答えいたします。

令和元年は95件、令和2年は98件、令和3年は速報値になりますが、74件となっております。

2つ目の利用者への促進について、どのような取組を行っていますかについてですが、この取組

は組合市の事業であるため、組合市に問い合わせ、どのような取組を行っているのか確認いたしました。組合市に問い合わせた結果についてお答えいたします。まず、市内5か所の地域包括支援センターや地域の民生委員に対しサービスの周知、啓発を行った上で、連携及び情報共有を図り、サービスの利用を促進しています。また、令和3年度の取組としましては、センターなどの新たな機器を用いた緊急通報事業者によるモデル事業を実施しているとのことです。また、地域の区長や民生委員、ケアマネジャー等の各種定例会、研修会において、利用に関する案内を行ったり、介護認定を取得した際、介護保険被保険者証と同封する介護保険外サービス情報の中でも案内しておりますとのことです。また、市や各包括支援センターで受ける高齢者などからの相談においても、要件を満たす方には積極的に利用を勧めています。ホームページや窓口で、パンフレットの配布などの案内をしています。民生委員や包括の職員が年1回見回りに行くときに、対象者の状況を見て、緊急通報システムについて案内をしていますとの回答でした。

以上でございます。

**日高英城議長** 千村消防総務課長。

**千村 茂消防総務課長** 件名3、要旨1の再質問で、在職中に障がい有することになった事例についてお答えいたします。

在職中に疾病等により障がい有することとなった職員は数名おります。その職員につきましては、本人の希望等を考慮し、負担なく遂行できる職務を選定して、健康状態を把握しながら個別に対応してまいりました。過去には、週に数回の通院が必要な職員もおりましたが、毎日勤務の所属に配属し、病気休暇を取得しながら職務に当たっていただき、対応した事例などはございました。

以上でございます。

**日高英城議長** 浦田議員。

**13番 浦田 充議員** もう一度質問させていただきます。

まず、個別計画についてですが、現段階では提供の予定はないとのことでしたが、せっかくこの個別計画という制度がある以上は、消防でも活用していくのがよい方法だと思いますが、提供がない理由がもし分かりましたらお伺いします。

それから、今後個別計画の提供を組合市のほうに促していくようなことはあるのでしょうか。

それから、件名3の障がい者雇用についてですが、これまで個別対応をしてまいったとのことですが、その対応についての計画というのが障害者活躍推進計画になってくると思います。こちらは、障害者雇用促進法第7条の3によって地方公共団体に義務づけられているわけですが、本組合ではいつ頃までに策定する予定でしょうか。それから、ホームページなどへの公表などについてはどのように考えていますでしょうか。近隣の自治体を見ますと、川越地区消防組合では既に障害者活躍推進計画が策定され、ホームページでも公開されているようです。そのことを踏まえてどのように考えているか、お伺いします。

**日高英城議長** 黒沼次長。

**黒沼浩二本部長** 個別支援計画の消防のほうに提供がない理由はというご質問と、今後促すことはというところについてご答弁申し上げます。

まず、個別計画については、個人情報が大変含まれているというふうに理解しております。組合市の中でそれを消防のほうに提供する手続というのがあるようでございますので、それに基づいて消防のほうに提供されるというふうに認識しています。あわせて、個別計画のほうも組合市のほうで対象の方がいらっしゃるわけですが、それぞれ提供することを同意するということが条件になっておりますので、そういうものが準備が進む中で、消防のほうに提供がなされるものと理解しております。あわせて、促すということにつきましても、組合市の状況がございまして、消防としてはそれを注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**日高英城議長** 島田総務課長。

**島田英樹総務課長** 件名 3、障害者活躍推進計画の関係をお答えをいたします。

障害者の雇用の促進等に関する法律において、国及び地方公共団体は任命権者ごとに障害者活躍推進計画を作成しなければならないとなっております。これまで在職中に職員が障がい有することとなった場合、先ほど申しましたとおり、個別の対応を行い、問題が生じておりませんでしたので、組織的な体制整備は行っておりませんでした。議員おっしゃられましたとおり、今後組合市及び近隣の消防本部等の状況を参考にしまして、計画の策定について検討してまいりたいと考えております。また、策定した場合には、ホームページでお知らせすることとなると思います。

以上でございます。

**日高英城議長** 以上で13番、浦田充議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時08分)



(開議 午後 1時08分)

**日高英城議長** 休憩前に続き、会議を再開いたします。

続いて、2番、諏訪三津枝議員の質問を許可いたします。

諏訪三津枝議員。

[2番 諏訪三津枝議員登壇]

**2番 諏訪三津枝議員** 議席番号2番、鴻巣市選出の諏訪三津枝でございます。ただいまより2022年2月議会一般質問を行わせていただきます。

総務省消防庁のまとめで、2022年1月に入って救急患者の受入先がすぐに決まらない、搬送が困難な事例が過去最多となったことが報道されました。さらに、2月7日から2月13日までの1週間

で5,740件に上ったと発表されています。この数は、前週の1週間から271件増えて、5週間連続で過去最多を更新したと報道にあります。このうち新型コロナに感染した疑いのあるケースは2,067件で、初めて2,000件を超えたと言っています。オミクロン株の感染拡大による医療逼迫が影響していると見られています。総務省消防庁は、患者の搬送先が決まるまでに病院への照会が4回以上あったケースなどを搬送が困難な事例として、県庁所在地の消防本部など全国の52の消防機関の報告を基に毎週取りまとめています。

そこで、要旨1として、当組合救急搬送での発熱、呼吸器症状のある新型コロナウイルス感染症の疑い患者の救急搬送の件数と全体に係る割合を伺います。

続いて、埼玉県救急医療情報システムの利用状況です。一般市民がアクセスできるシャープ7119で知られる24時間365日電話での問合せに対応しているシステムですが、救急隊などが利用できる事業者枠があります。病院などの医療機関が毎日空床情報を入力しています。搬送先を確保するための手段として有効かと考えます。

要旨2として、埼玉県救急医療情報システムで表示される疑い患者受入れ医療機関の空きベッド情報の利用頻度、またその利用実績を伺います。

続いて、搬送についてです。当組合の救急隊の現場到着時間は、令和2年度の資料を見ますと、平均で8分となっています。コロナ感染拡大による病院への搬送に時間がかかっていることは、消防長の発表のとおりですが、当組合での実態と現場滞在時間が長くなることで、搭載した資機材で不足が生じなかったか。

要旨3として、感染拡大と連動して、救急隊の現場滞在時間が長くなったケースはあるか、通常積載の資機材で対応は可能かを伺います。

以上が1回目の質問です。失礼いたします。

**日高英城議長** 岡田救急課長。

〔岡田正夫救急課長登壇〕

**岡田正夫救急課長** 件名1、要旨1から要旨3について、順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の疑い患者の救急搬送についてでございますが、119番入電時に発熱や呼吸器症状の訴えがある場合には、新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断し、出動指令時に感染症と付与しております。全ての救急搬送件数と感染症と付与された件数につきまして、令和3年12月と令和4年1月の1か月間を比較いたしますと、令和3年12月の全救急搬送件数949件中、感染症付与件数は98件で、感染症付与件数の割合は約10.3%となります。また、令和4年1月の全救急搬送件数1,044件中、感染症付与件数は147件で、感染症付与件数の割合は約14.1%となっており、令和3年12月から令和4年1月にかけて約3.8%増加しております。

次に、要旨2についてお答えいたします。埼玉県救急医療情報システム上に掲載している新型コ

コロナウイルス感染症疑い患者受入れ医療機関の空きベッド情報につきましては、令和2年5月25日より埼玉県から情報提供が開始されました。空きベッド情報は、PCR検査体制を有し、新型コロナ疑い救急患者用の病床を確保した医療機関を疑い患者受入れ医療機関として、1日2回、午前10時と午後5時を目途に更新されております。

なお、救急隊による空きベッド情報の利用頻度、実績についてでございますが、発熱や呼吸器症状を呈する傷病者の搬送医療を選定する際には、新型コロナウイルス感染症の疑いを考慮した上で積極的に活用しておりますが、利用実績については把握しておりません。

次に、要旨3についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染拡大によって、現場滞在時間が長くなったケースは数件ございますが、その一例として、本年1月に現場滞在時間が170分となった事例がございました。これは、新型コロナウイルス陽性者と同居していた高齢傷病者の夜間における右足の骨折疑いでしたが、傷病者は陽性者でなかったため、搬送医療機関の選定につきまして保健所等の調整が得られなかったものでございます。救急隊は、整形外科と新型コロナウイルス感染症疑いの双方に対応できる医療機関を選定する必要があったため、時間を要し、現場滞在時間が長くなったものでございます。

次に、救急車の積載資機材による対応でございますが、令和3年8月の感染拡大時に、救急現場において長時間酸素吸入を必要とする傷病者への対応が増加し、酸素の確保が不可欠となったことから、令和3年8月18日以降、各救急車に予備の酸素ボンベを1本追加積載しております。今般の感染拡大状況下におきましても、通常の積載の資機材で十分に対応できているものと考えております。

以上でございます。

**日高英城議長** 諏訪三津枝議員。

**2番 諏訪三津枝議員** では、再質問をさせていただきます。

すみません。先に件名を申し上げましたが、件名は1点で、新型コロナウイルス感染拡大化における救急搬送についての1件でございます。

まず、要旨1は件数でございまして、僅か1か月の間で3.8%増えているということでございますが、これは件数だけですので、ここについての再質問はございません。

要旨2のところでございますが、埼玉県の救急医療情報システム、積極的に活用されているということで、それについての実績等は記録がされていないということですので、結構ですが、搬送先としまして所管の病院は北里病院さんだったりするわけなのですけれども、新たに今年の4月から開院予定である、加須市の済生会栗橋病院さんがいよいよ4月から304床だったと思うのですけれども、大きい総合病院ができるわけなのですが、加須市の栗橋病院さんの院長のごあいさつ、ちょっと私も見させていただきましてところ、鴻巣市をはじめとする県央保健医療圏においても果たす役割は大きい、このように院長がお話をされていますので、こういったところにも、お隣の市ですの

で、救急搬送が可能となるような協議が今後行われるのかどうかを伺いたいと思います。

要旨3としまして、滞在時間170分かかったところがあったということでございましたけれども、私も今年のちょうど8月だったと思うのですけれども、ちょうど救急隊員とお話しする機会がございまして、酸素1本、30分以上だと足りない、2本しか積んでいないから足りないことがあるということで、ボンベを1本追加するようになりましたというお話を直接伺うことがございまして、その後こういった資機材が積載されているのかなというのが質問だったのですが、実際には8月18日から予備1本、全ての救急車に追加積載しているということなのですけれども、この追加で積載することによって隊員の負荷というのでしょうか、負担などはないのかということと、あとは酸素ボンベに過不足がないのかの2点を要旨3で再質問いたします。お願いします。

**日高英城議長** 答弁求めます。

岡田救急課長。

**岡田正夫救急課長** 再質問についてお答えいたします。

済生会栗橋病院の協議というところにつきましては、正式な情報のほうが消防のほうに来ておりませんので、今お答えすることは厳しいものとなっております。

なお、済生会栗橋病院が加須へ移転することに関しましては、近隣に救急病院が増えるということは、救急隊として搬送病院の選択肢が広がるということがありますので、傷病者の早期搬送につながることを考えられます。

続きまして、要旨3の酸素ボンベにつきましては、1本酸素を救急車内に多く積むことで、救急隊の負担ということに関しましては、酸素ボンベを積むスペースがありましたので、1本多く追加で積載し、酸素がなくなる不安と、救急隊の現場滞在時間が長くなり、酸素がなくなってしまうという不安感を排除することになります。それと資機材を1本多く余分に積むことで、傷病者に酸素を長時間投与することが可能となることから、救急活動の現場滞在等が長くなっても対応できるものとなります。なお、酸素ボンベの過不足に関しましては、今年度起こったコロナの対応では資機材の不足は発生しておりませんので対応できているところでございます。

以上となります。

**日高英城議長** 以上で諏訪三津枝議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時23分)



(開議 午後 1時24分)

**日高英城議長** 休憩前に続き、会議を再開いたします。

続きまして、15番、諏訪善一良議員の質問を許可いたします。

諏訪善一良議員。

[15番 諏訪善一良議員登壇]

15番 諏訪善一良議員 それでは、今日最後の一般質問をさせていただきます。

まず、件名1、第6次消防力等整備計画について管理者に伺う。これは、4月1日からの今後の5か年の計画になってくると思うのですが、それについてより詳しく伺いたいと思っております。

要旨1、第6次消防力等整備計画の最重点事業、その背景を伺います。物事には、一つの目標を定めて、それに対する対応力、その他のほうが求められると思っておりますので、その辺も含めて、背景も含めてご説明いただければと思うところでございます。

要旨2、上尾道路・西仲通り線、これは北本市の呼称でございます、桶川市はたしか西大通り線についてだと思っておりますが、が進む中、隣接消防本部との人的交流、職員相互派遣について、特に上尾、伊奈、行田、熊谷との消防連携について伺う。事前に資料を求む。皆様に配っている地図のほうで分かりやすくということで、うちのほうで当組合と協議して作ってもらったもので、グリーンがこの組合、それから近隣に接する境界を示しているものでございます。二重丸と、黄色で書いてあるのが各消防組合さんの消防組合本部でございます。当然当組合は鴻巣市の箕田の消防であります。それから、それをもうちょっと詳しく分かりますようにということで、2枚目のほうにその範疇のことが文字で示していただいたところでございます。それらを参考にして、ぜひ聞いていただきたいと思っております。

ご承知のとおり、高崎線を中心にしまして、当地域は大体中山道がまずあって、そして昭和30年代に今の17号ができて、ちょうど南北の幹線道路の役割を果たしてきた。今度これ西のほう、住宅地域の道路としましては、いわゆる西中通り線、西の中のほうこれが住宅地を通過して、上尾、桶川が終わりまして、それで北本境まで来ております。鴻巣のほうもたしか北側半分は終わったのかなと思っております、いよいよこれから山場に差しかかるところがあると思っております。

一方では、17号の、この辺りが何メートルあるか分かりません。北本は幅が20メートルです。それが、今度上尾の道路は47メートルになります。相当広いかなと。首都高速道路が上尾に向かって建設されているところで、そういう意味においては西中通り線の西側の道路網は相当大きく変わる時代を迎えているかなということで、そうした大きな時代の中で捉えていただきたいということで、こちらに資料も含めて配布をさせていただいたものでございまして、その中におきまして当組合を取り巻く近隣の組合、また市等の消防組合との連携を職員相互、これがやっぱり地図だけ見るのではなくて、人間的な部分でしたらどうであろうかということのご提案もあるわけでございまして、その辺のご意向につきまして管理者に伺うものでございます。

要旨3、大震災、大災害等に備えて、遠隔地の消防もしくは自治体との援助協定の考えはありますか。今示した組合、近隣の組合だけではなく、場合によれば大災害であった場合なんかは遠距離との、県を超えたような、そういうような友好姉妹都市的な考えもありますけれども、そういうような組織があるのだろうか。また、県でもある意味でその辺につきましてはどのように考えていら

っしやるか、この3つについてお伺いをするものであります。できれば援助協定なんかも進めれば、前に北本市でも桶川北本水道組合ですか、それが水をいち早く届けると。ついこの間もトンガのほう、自衛隊に水を運んで、やっぱり命のもとには水でございますので、そういうようなもののために計画とスムーズにいくと思うところで伺うところでございます。

それから、次に件名2、広域的な見地に立った防災制度について管理者に伺う。これも今の当消防組合の、一応近隣等も含めてでございますけれども、今まで私何度か取り上げてきた中で要旨1、桶川西分署の移設場所、その後の進展について伺う。また、どのような観点から考えているかということです。

桶川の西分署のほう江川の端にありまして、何度も水害に見舞われているということで、昨年の7月ですか、一応これに対する基本的な姿勢が示されているのですが、ちょうど今そういう面でも言ったように、上尾道路が整備されつつある中におきまして、そういう中でちょうど今言いましたように、高崎線の西側の今後の開発から、またその中におきましての位置づけだと思っておりますが、令和5年度ですか、設計に入って、その年の工事に入っていくと。ちょっと資料を見ますと、一番狭いのかなという感じがありまして、そういうような背景を考えて、規模等も含めて答えられる範囲でお答えいただきたいと思っております。

要旨2、その後の広域的な県央地域を中心とした洪水等ハザードマップの作成はどうなりましたかということ、自然というのは別に市境とか、それから県境に関わる部分のもので、かなり以前には関東大震災を含めてなのですけれども、高崎線も大事故が起きたという経緯もございます。また、後ほど荒川の水害が、こちらではなかったのですが、あふれるまでではなかったのですが、あるいは昭和34年の伊勢湾台風のときが一番大きかったですかね、この辺では。その後秩父地方に3つのダムが建設されて、かなり大きな災害はなくなったのですけれども、一応今後また何が起きるか分かりませんので、その辺も含めてできれば各市がばらばらではなく、組合、また荒川流域の、県がつくってありますけれども、ハザードマップをもうちょっと広げて、物を考えてみたらいかかかということ、そのようなある意味においては幅広く市民に知らせておいたほうがいいのではないかと。今予想される中に東南海地震もありますし、当地域もその中に入ってくるのではないかと思っておりますので、ぜひその辺につきまして管理者の見解をお伺いしたいということでございます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

**日高英城議長** それでは、順次答弁を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

**原口和久管理者** 件名1、要旨1から要旨3について順次私のほうでお答えいたします。

近年豪雨災害の多発や新型コロナウイルス感染症の広まりなど、消防を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、今後ともあらゆる災害から住民の生命と財産をしっかりと守り、安心、安全な住

民の暮らしを確保する責務を全うするためには、消防力の充実、強化を着実に図っていく必要があると考えております。このような中、災害活動拠点となる消防署所の整備が重要であり、庁舎の耐震補強工事や桶川消防署の増築改修工事、北本消防署北本東分署の移転建設工事、北消防庁舎大規模改修など庁舎機能の強化を行ってまいりました。第6次消防力等整備計画の最重点事業として、建設から55年が経過し、老朽化が進んでいる鴻巣消防署、鴻巣天神分署の建て替え工事並びに大雨時の影響を考慮した桶川西分署の移転建設工事を行ってまいります。

次に、要旨2についてお答えいたします。上尾道路や西仲通り線など主要幹線道路網の整備により、沿線地域の活性化が期待できますが、同時に災害の複雑多様化が懸念されております。このため、消防行政は関係機関等と連携強化し、総合力を発揮することが重要であると認識しております。この関係機関との人的交流、職員相互派遣については、現在実施している埼玉県や組合市との関係を継続し、職員相互の専門的な知識向上を図るとともに、今後国や県、近隣消防本部の広域化に向けた状況などに変化があった際には、職員相互派遣も含め検討してまいります。

次に、要旨3についてお答えいたします。大震災、大災害などへの備えとして、当組合の消防力だけでは対応できないような災害が発生した場合には、災害の規模に応じ、近隣応援、県下応援、緊急消防援助隊の応援を要請する仕組みとなっております。

なお、要旨1から要旨3の詳細につきましては、消防長より答弁させます。

次に、件名2、要旨1についてお答えいたします。令和3年7月に策定いたしました桶川消防署桶川西分署整備基本構想において、候補地の選定エリアをお示しいたしましたが、令和3年8月以降、桶川市と協議を重ね、移転場所の決定に向けて作業を進めているところでございます。

次に、要旨2についてお答えいたします。広域防災マップの有用性については、私も認識しているところでございますが、それぞれ組合市の状況がございまして、詳細につきましては要旨1と併せて消防長より答弁させます。

以上です。

**日高英城議長** 新井消防長。

〔新井 正消防長登壇〕

**新井 正消防長** 件名1、要旨1についてお答えいたします。

第6次消防力等整備計画の庁舎以外の重点事業といたしましては、1つ目として建築物の大規模複雑化、災害の多種多様化に対応するため、運用開始から20年が経過する北本消防署のはしご付消防ポンプ自動車の更新を行います。

2つ目として、更新時期を迎えることや、通信技術の進展、IT化など時代の変化に対応できるようにするため、高機能消防指令装置・消防救急デジタル無線施設の更新を行い、機能強化に努めてまいります。

3つ目として、感染症などの流行時にも消防業務を継続し、適切な住民サービスを提供するため、

仮眠室及びシャワー室の個室化などを行い、職員間の感染防止対策の強化を図ります。

そのほかソフト面として、定年に伴う大量退職者が続き、経験年数の少ない職員が増加していることから、各階層に合わせた訓練や研修などを行い、個々の人材育成と資質の向上を図ります。

次に、要旨2についてお答えいたします。隣接する消防本部の地理的關係につきましては、本日お配りした資料のとおりでございます。また、資料でございますように、上尾市、伊奈町、行田市、熊谷市を含む隣接する消防本部とは、大規模火災や特殊災害、多数傷病者発生 of 救急事故、また長時間の活動を要する救助事故や水難事故において、消防力を相互に補い、被害の拡大防止と鎮圧を図ることを目的として、消防相互応援協定を結んでおります。

なお、第6次消防力等整備計画では、災害対応力の強化として、隣接地域における防火対象物及び地理水利などの情報交換を行うとともに、災害状況に応じて相互に保有していない資機材を補うなどの協力体制を図るという取組を新たに加えたところでございます。

隣接する消防本部との人的交流でございますが、その他の消防関係機関も含め、関越自動車道埼玉県消防連絡協議会合同訓練、埼玉県特別機動援助隊合同訓練、荒川北縁水防訓練、水難救助合同訓練、三消防本部合同臨床研修会などに参加し、交流を図っております。今後も合同訓練や合同研修を通じて交流を深めることが重要であると考えております。また、職員相互派遣につきましては、第6次消防力等整備計画の中では計画しておりませんが、今後消防広域化の状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、要旨3についてお答えいたします。遠隔地の消防もしくは自治体との援助協定の考えにつきましては、当消防本部管内で大規模な地震災害、浸水被害及び強風下での延焼火災などの大規模災害が発生し、通常の消防力では対応できない場合は所要の消防職員を招集し、一時的に消防力を増強する動員計画をはじめ、近隣及び埼玉県下の消防本部との消防相互応援協定に基づく協力体制により対応いたします。また、県内の消防機関で対応が困難な場合は、近隣の緊急消防援助隊が迅速に出動するなど、消防の協力体制は消防組織法に基づき応援、受援の枠組みが制度化されておりますので、当消防本部といたしましては既存の制度に従い対応してまいります。

次に、件名2、要旨1についてお答えいたします。桶川西分署の移設場所の観点につきましては、主に4つの観点から選定しております。1つ目として、桶川市防災ガイドの洪水ハザードマップにおける浸水想定区域ではないこと、もしくは浸水時に対策を講じることが可能であること。2つ目として、桶川市防災ガイドの液状化可能性マップにおける液状化の可能性がかなり低いとなっていること。3つ目として、既存の桶川消防署及び北本消防署の立地から、消防力の整備指針に配慮した場所であること。4つ目として、幹線道路付近であること。以上の観点から、桶川西分署の移設場所を選定しております。

次に、要旨2についてお答えいたします。洪水等ハザードマップの作成についてでございますが、現在のところ組合市では防災マップの見直し予定はないと伺っており、進んでいない状況でございます。

ます。なお、当消防本部では、大雨や台風の対応、河川敷の災害対応、主要道路である圏央道での災害対応など、各種災害に対応するための独自の地図を作成し、対応しております。

以上でございます。

**日高英城議長** 諏訪善一良議員。

**15番 諏訪善一良議員** それでは、2回目の質問をさせていただきます。

件名1の1のほうですと、北本市のはしご車ですか、さっき議案調査の中でも質問したのですが、更新をするということで、現在あるのはどうもそのまま廃車になってしまうということで、相当高額なものであるのですが、何か使える方法はないかと言いましたら、なかなか維持費もかかるようで、結果的にはくず鉄になるようなのですが、この辺につきましてはあれほどの予算をかけて整備したものでありますし、何かそのほかのものに使えるのではないかと思うのですが、恐らく前にテレビでも放映されたぐらいな注目のはしご車だったと思いますので、その辺はもう一度市で有効活用する観点からも、指針は別としましても、そういう用途に使うようなお考えはないでしょうか、お聞きします。

それと、次に整備についてですが、今管理者が鴻巣の天神分署、そして桶川の西分署の移転の問題が答弁されました。桶川西分署につきましては、今年の7月ですか、桶川西分署の整備更新構想の中で、今ある各消防署、分署の中で一番狭いのです。先ほど言いましたように、将来を見渡すと、ここは圏央道に面してちょうど一番近いですから、圏央道に対する、それから桶川、川越インター間の範疇にも入ってくると思うのです。それと、今言ったように、17号国道という今の国道のほぼ2倍以上の大きな道路ができ、また首都高速の大宮線の延長が、多分そんなに長くない先に圏央道まで来ると思っていますので、そうした場合一番圏央道の中でも機能性を有する西分署になってくると思うのですが、そういうような見地からの考えはございませんでしょうか。この予定表を見ますと、令和4年度4月からなのですけれども、基本設計をすると。その辺は折り込まれた設計になるのでしょうか、ならないのでしょうか。

それから、用地の取得ということで令和5年度に予定をされておりますけれども、規模です。ご承知のとおり、すぐ川を越えますと、川島には県の防災基地があるわけでございます、これらとの連携が何か考えているのかどうかも伺いをいたします。

そうした中におきましては、俄然西分署の役割というものが、今までの桶川市の単なる消防署の一分署ではなくて、我が埼玉の全体の主要道路の十字路の支点になるわけでございます、それにつきましてはいかがでしょうか。また、大変恐縮ですが、そのような見地から含めまして、副管理者で言うところの桶川の副管理者、小野副管理者におきましても、当面地元の問題として用地の確保を含めまして、考えが今のところどのように進んでおられるのか。やはり物事はそういうような未来図が描かれつつある中で、先に示されるのが、やはり市民の安心、安全につながることはないかと思っておりますので、ありましたら併せて伺いをいたします。

要旨2につきまして、一部聞いておりますと、広域化に変化については今のところないようでございますけれども、やはり我が県央消防が、今日の管理者の一番初めにおっしゃいました27年と。やはりおのおの当時の桶川消防署、それから北本消防署、鴻巣消防署、当時は多分吹上消防署、そして川里消防署があったと思うのですが、やはりスケールを大きくすることによって、市内の事務もできますし、ちょうどマンション等の構想等も出てきている中にありまして、やはりそういうようなメリットの延長における広域化というものはどこまでも追求していくべきだと思いますし、そのまた基本になるのは、予定はないようなのだけれども、今度は隣接の消防署との職員です。最後はやっぱり人間です。その人間の計画はないということだったのですが、これは早急に設置して、できるだけ職員にも自分の意見だけでなく、隣接する部分につきましては今からそういう人的な準備を整えるということ。何があるか分からない。安心、安全、そうした面から今から備えておくべきでないかと。今人員についての計画はないということについてちょっと質問したいと思うのですが、これはお互いの消防の知識だけではなくて、人の交流こそが私は要だと思う。人こそ要だと思いますので、これについては早急に管理者としてもそういうような方針を打ち出してやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、ちょうど昨日、三宮副管理者のほうからも私たちの議会のほうにも説明があったと思うのですが、今度北本市のほうで広域の九都県市ですか、合同防災訓練が行われると。それは総合グラウンドでと。これは、具体的に当消防県央としてはどのように参加し、どのような目的になっているのか、ご存じであれば伺いたいと思います。やはり一つのそういう合同訓練につきましても、その合同訓練の目的、そして今回の課題というものはある程度事前に送付されてくると思うのですが、まず九都県市合同防災訓練事業との関係、参加、内容、課題、それらを分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

それから、次に件名2の要旨1のほうの4つの内容を示していただいたわけですが、まさに4つ目の幹線道路です。これ先ほどのことも含めまして、独自に地元として、私は研究をして、そして次の世代に備えられる消防署を造っていくべきだと思いますので、その辺につきましても含めてお伺いします。

次に、要旨2、洪水ハザードマップ、これは県のほうでは荒川のほうの問題としてやっていますし、聞くところによると洪水がカスリーン台風のときですが、かなり前ですが、大洪水が栗橋のほうから起きたということで聞いておりますけれども、そういうことが荒川のほうでは災害、広域的には起きていなかったのですが、ただ水が上がってきたこともあります。いつかそういうような大災害のときには、やはり自然は自然に返っていきますので、その辺につきましても私はこの地域の消防最高の責任者であるところの管理者、そしてある意味においては防災上、組合としては他の機関との連携、また例えば民間の復旧作業も含めると、民間事業者とはこれは各自治体がするのかな、それとも消防本部もまとめてやっておくべきなのかなと。その辺の関係はどうなってい

るのかも含めてお伺いしたいと思います。やはり災害を防ぐことができない場合、復旧というのはできる体制をつくっておくというのが、まさに常に原口管理者の言うように市民の安心、安全の責を負う部分の個々の組合ではないかと思うのですが、自治体との絡みもございますので、含めて併せてご答弁いただければありがたいと思うのですが、以上何点かありましたが、よろしくご答弁をお願いいたします。

以上です。

**日高英城議長** 原口管理者。

**原口和久管理者** それでは、件名1の要旨1についての再質問についてお答えをいたします。

第6次消防力等整備計画、重要事業と私も申し上げさせていただきました。その中で今ご指摘いただいた桶川西分署の件でございますけれども、桶川西分署の現状についてる議員のほうで説明をしていただきました。狭いとか、上尾バイパスに近い、そういう重要な位置づけがあるというようなことも言われたわけでございますけれども、当然その辺も含めまして、この県央広域事務組合、県央消防本部としていかに重要なのか、あるいは今後の建設に向けて何が必要なのかというものはしっかりと精査をさせていただきたい、そのように思っております。

そういう中で、先ほど議員のほうで地元のことだから桶川市で答えろとか、そういうことはやはり県央広域事務組合として今この計画をしっかりと進めるということでございますので、地元、例えば鴻巣のことは鴻巣の市長が答えるべきだ、北本は北本で答えるべきだ、そういうことではなく、県央広域事務組合としてお答えをしたい、そのように思っておりますので、桶川西分署についてはそういうことでございますので、ぜひその辺も併せてご理解をいただければ、そのように思っております。

もう一点、埼玉県で非常に重要な位置づけになるだろうということも言われました。まずは埼玉県ということだけでなく、管内の住民の生命、財産を守る、これが大変重要な位置づけでございます、埼玉県をまず視野に入れることなく、私は県央広域の管内の住民のためにしっかりとした施設整備というものを進めるべきだろう、そのように思っております。

**日高英城議長** 森警防課長。

**森 正幸警防課長** はしご車の、先ほど議案調査でもお話ししましたが、他の使い道、何とか使えないのかという今回のご質問というところで、こちら平成14年11月に購入いたしまして、今年11月で20年経過しようとする車両でございます。老朽化が進み、シャシー及びはしご装置が経年により故障が発生している状況でございます。また、ここ数年で高額な修理もかかっているところで、そちらの修理の際の部品というところでこの部品の調達、こちらがもう困難な状況となっております、車両の検査というところでもう受けられないというような状況になってきているということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

**日高英城議長** 新井消防長。

**新井 正消防長** 西分署については昨年の7月議会の後にも申し上げましたけれども、基本構想に敷地面積は2,000平米ぐらいということをお願いしましたがけれども、そういう中で、応援等もあるのでこれくらいは欲しいと、内容につきましては、署内で検討委員会をつくり、検討しているところでございます。

あと、要旨2の隣接消防との人事交流で職員派遣はしないということをお願いしていただいておりますけれども、現在も訓練ですとか、いろいろな研修は交流はしております。ただ、派遣に関してはやはり相手方がいることですので、そのようなことはこういった話が出たとか、そういうときにまた検討させていただくということでございます。

次に、九都県市の関係は要旨3に絡むのだと思いますけれども、北本市で今年九都県市防災訓練がございまして、それに関しまして、消防に関わる関係は当初から北本市からお話がありまして、当本部の職員も九都県市防災訓練の検討委員会のメンバーとなっております。そういう中で、北本市、県を入れた会議でこの九都県市についての内容を今検討しているところでございます。

また、件名2の幹線道路とはということなのですが、幹線道路にあつてはこの基本構想の中にもございますように、上尾道路、または県道12号線を幹線道路という考えでおります。

あと、ハザードマップに関しましては、3市のほうへご相談に行つたのですが、3市のほうがやはりハザードマップはまだ変える時期ではないということで、お話が止まっている状態でございます。消防としましては、先ほど答弁しましたように、災害に対する地図はそれなりにございますので、あとはまた市の状況等を見ながら、消防で調整ができることはしていこうというふうを考えております。

以上でございます。

**日高英城議長** 諏訪善一良議員。

**15番 諏訪善一良議員** 3回目になるわけでございますけれども、管理者、この桶川市の西分署について、多分北本市の以前、もう10年以上たつと思うのですが、東分署を移したときも、ある面においては地元の自治体の長が当組合の副管理者となるわけですし、ある意味においてはそういう意見も常日頃から多分聞いていると思うのです。地元のそういった意見を聞いているのは正副管理者なので、開示できる範囲で意見を聞くので、別に副管理者のこの2人に答えろと言っているわけではないのですけれども。今までその話で来ているわけですし、そしてこうやってもう既に分署整理基本構想ができていますから、その範囲で説明してくればいいわけで、それを難しく答えないでいいのであって、私は別にここは桶川の副管理者が答えろと言っているつもりはありませんので、そこはおのおの詳しいものが答えてもいいし、また分担して答えてもいいのだと思うのですが、その辺は誤解しているかなという感じがします。もし追加で説明がありましたら言ってください。

次に、消防長がどうも2,000平米ぐらいを考えていると。2,000平米ということになりますと、大体今鴻巣の西分署よりちょっとあるかなと。ただ、今も言いましたように、ここは原口管理者のほうはまずは管内なのだよという言い方をしておりますけれども、まさに今圏央道、そして首都高速の大宮延長線になるわけですから、さいたま市の市長なんかも圏央道に出ることを、やはり作業の進行上からも非常に重視した発言をしているわけですから、やっぱり今から27年前ですが、この県央消防ができたように、その時々々の作業の進み方、道路状況等を考えて対応していくというのが本来でありまして、まず管内がそれを否定はしていません。しかしながら、どうしてももっと大きな道路構造が実現しつつ、工事されつつある中で対応すべきでないのですか。あまりにも27年前のメリットが幾つもあったと思うのです。その延長線上にあって考える。そういう発想はあるべきだと思うのですが、そうでないというのなら、それについてはない理由をお答えください。

それから、交流、これもどうも返答なのですが、最後はやっぱり人なのです。ふだんから交流すること。別に新たにお金がかかることではないのです。先方が3人、5人来てくれば、こっちも3人、5人行ってくれば。やっぱりそういう人たちが常日頃から経験上、勉強、訓練になるし、相手のいい点を共に学んでくるということが必要だと思っております。やはり社会をつくるには人づくりだと思うのです。これについては検討ではなくて、我が県央が27年たっているのですから、もうちょっとそれは近隣の消防と、消防組合と人事交流して、いい知識は、経験は、私は吸収していくべきだと、こう思いますので、検討だけではなくて、もう一歩進めてくれればいかがでしょうか、お伺いいたします。

それから、次にハザードマップの問題については止まっているということなのですが、ちょっと答弁不足だったと思うのですが、防災という意味からは確かに非常に重要なのです。しかし、復旧という問題についても民間も含めてのそういうような協定は、これは県央組合としてできるのかどうか。一番そういう現場にいるのは消防の方でございまして、各自治体とも結ぶ必要もあるだろうし、県央消防とのそういうような協定もできるのではないかと思いますので、その点についてはちょっと答弁がなかったかもしれませんので、そういうような防災、災害につきまして対応できる部分というのは、市民に期待するところがこの消防であろうと思います。北本市の場合でも南北に、ほとんど全部の水、南に位置する桶川市に流れていくわけですし、ちょうど南側でいいますと江川なのですか。東側を見ると梅沢水路というようなわけですし、やはり1つの市、または町だけでは対応できないのがとにかく大きな支援でございまして、これに対する防災という意味と、減災という意味と、加えて復旧ということにおける協定、またはそういうような結ぶ。もっと極端に言えば、本当の災害復旧の場合はよく最近では自衛隊の名前出てきますけれども、そんなものも含めて自治体と当組合とのある意味においては境界線というのですか、こうにやっていますがという部分もお示しをいただきたい。この部分は一部、先ほどの答弁の漏れだったと思いますので、指摘

して、答弁をお願いいたします。

以上です。

**日高英城議長** 原口管理者。

**原口和久管理者** 3回目の質問にお答えいたします。

西分署の建設に当たりましての議員の質問でありますけれども、県央広域消防本部の在り方というか、今後はもっともっと大きな視野を持って災害に取り組むべきであろうということかなというふうには私は思いながら認識したわけでありまして、やはり県央広域事務組合としては桶川市、北本市、鴻巣市、3市の組合、広域化の組合でございます。当然私が一番とすることは、この管内の住民の生命や財産、身体を守る、これに尽きるのではないかなと私は思っております。

当然先ほど来も答弁させていただきましたけれども、相互応援協定というのがございます。そういう中で万一隣で大きな災害があれば、当然出かけてこちらでも協力をする。それは当然でございます。その逆もあります。ただ、最初からそれらを目指しながらの建設、官署を整備するというのは、私はいかなるものかなというふうに思っております、まさに今後の計画としてはしっかりとこの地域の皆さんの安全を守れるような、そういう整備計画、これは進めていきたいと思っております。

**日高英城議長** 新井消防長。

**新井 正消防長** 人事交流についての検討ではというお話だったのですが、実際相手がいることですし、また何度も言うのですが、訓練、災害現場で隣接している消防本部とは顔の見える関係はある程度できていると思います。

今日も議会をやっている11時に荒川の樋詰橋で人が落ちたという災害がありまして、それにはすぐ上尾消防の船が出て、また川越からも来て、船を出して、人命救助に当たっております。3消防本部で設置して情報を入れながら、先ほど議会が始まる前にも人命検索をして、要救助者の発見に隊員たちが災害現場で活動していると。そういうふうに近隣の消防本部とは、先ほど管理者が言われたように、応援協定がある中でそれなりの人事交流はできていると思いますので、広域化の観点とかが出たときには、また検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**日高英城議長** 黒沼次長。

**黒沼浩二本部次長** 防災の関係で復旧というところで、民間も含めて協定はできないのかというご質問だったかと思いますが、それについてお答えさせていただきます。

私ども消防機関でございますので、防災というところの前の災害防除という、災害が起きて間もなくのところでは活動する機関でございます。それにつきましては、災害を防除するために民間の機関というところで一例を申し上げますと、埼玉県建設業の組合（P.37「埼玉県解体業協会」に発言訂正）と重機に関する協定というのを締結させていただいております。これにつきましては、大

きな災害があつて、建物が崩れたとか、そういうときに重機が必要になるときに派遣を要請すると重機がやってくると。あるいは、何年か前の糸魚川の災害で、コンクリートミキサー車を活用した水利の補充というのが注目されまして、全国的にそういう対応を整理しなさいと国のほうから通知がありました。それを受けまして、管内の2つのコンクリートミキサー車を有する事業所と災害のときにはコンクリートミキサー車で水を補充してもらおうという協定を締結させていただいております。

防災のほうの復旧というところになってきますと、消防組織法ではなくて、災害対策基本法の範疇になってまいります。そうになってまいりますと、組合市それぞれが地域防災計画の中で必要な協定を締結して対応するというふうに理解しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

**日高英城議長** 以上で15番、諏訪善一良議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時18分)

---

(開議 午後 2時26分)

**日高英城議長** それでは、おそろいのようなので、休憩前に続き、会議を再開いたします。

黒沼次長。

**黒沼浩二本部長** 発言の訂正をさせていただきます。

先ほど諏訪善一良議員の一般質問の答弁の中で、私「埼玉県建設業協会」と申し上げましたが、正しくは「埼玉県解体業協会」の誤りでございました。訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

### ◎ 議案第1号の質疑、討論、採決

**日高英城議長** それでは、日程第11、議案第1号 埼玉県中央広域事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、相馬正人議員の退場をお願いいたします。

[5番 相馬正人議員退場]

**日高英城議長** 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時27分)

---

(開議 午後 2時27分)

**日高英城議長** 休憩前に続き、会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第1号 埼玉県中央広域事務組合監査委員の選任について、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**日高英城議長** 起立全員であります。

よって、議案第1号は同意することに決定いたしました。

〔5番 相馬正人議員入場〕

**日高英城議長** 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時28分)



(開議 午後 2時28分)

**日高英城議長** 休憩前に続き、会議を再開いたします。

### ◎ 監査委員就任のあいさつ

**日高英城議長** 続いて、ただいま議会選出の監査委員として同意されました相馬正人議員よりごあいさつをお願いいたします。

相馬正人議員。

〔5番 相馬正人議員登壇〕

**5番 相馬正人議員** 議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま皆様方より監査委員に選任をいただきました相馬正人でございます。健全な組合運営を目指しまして、公平、公正に職務を遂行していく所存でございますので、どうか皆様方のご支援、ご協力を賜りたいと思います。今後ともどうぞよろしく願いいたしたいと思っております。簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。

日高英城議長 ありがとうございます。

◎ 議案第2号の質疑、討論、採決

日高英城議長 続きまして、日程第12、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県中央広域事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県中央広域事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

◎ 議案第3号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第13、議案第3号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第3号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**日高英城議長** 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第4号の質疑、討論、採決

**日高英城議長** 日程第14、議案第4号 令和3年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

なお、債務負担行為及び地方債補正に関する質疑は、歳入歳出予算の質疑の中でお願いいたします。

初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、12ページから19ページまでの歳出に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第4号 令和3年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第5号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第15、議案第5号 令和3年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

なお、債務負担行為に関する質疑は、歳入歳出予算の質疑の中でお願いいたします。

初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、12、13ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第5号 令和3年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

日高英城議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第6号の質疑、討論、採決

日高英城議長 日程第16、議案第6号 令和4年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

なお、地方債に関する質疑は、歳入歳出予算の質疑の中でお願いいたします。

まず初めに、予算書10ページから15ページまでの歳入に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、16、17ページ、議会費に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、議会費に関する質疑を終結いたします。

次に、16ページから25ページまでの総務費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、総務費に関する質疑を終結いたします。

次に、24ページから43ページまでの消防費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、消防費に関する質疑を終結いたします。

次に、42、43ページの斎場費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

日高英城議長 質疑なしと認めます。

よって、斎場費に関する質疑を終結いたします。

次に、42ページから45ページまでの公債費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、公債費に関する質疑を終結いたします。

次に、44、45ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第6号 令和4年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**日高英城議長** 起立全員でございます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第7号の質疑、討論、採決

**日高英城議長** 日程第17、議案第7号 令和4年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

初めに、予算書8、9ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出について質疑に入ります。

初めに、10、11ページの事業費に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、事業費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく10、11ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

**日高英城議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第7号 令和4年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**日高英城議長** 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

## ◎ 管理者のあいさつ

**日高英城議長** 以上をもちまして、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

**原口和久管理者** 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中にもかかわらずご参集を賜り、ご提案申しあげました各議案につきまして、いずれも慎重なるご審議の上、それぞれご決定を賜りましたこと心よりお礼申し上げます。

結びになりますが、まだまだ寒さが続きますが、議員の皆様におかれましては健康にご留意され、ご活躍くださいますよう心からご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

◎ 閉 会 の 宣 告

日高英城議長 以上をもちまして、令和4年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

(閉会 午後 2時40分)

議 長 日 高 英 城

署 名 議 員 諏 訪 三 津 枝

署 名 議 員 諏 訪 善 一 良

# 参 考 資 料

議 決 結 果 一 覽 表

## 令和4年2月定例会議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
1	埼玉県央広域事務組合監査委員の選任について	1	2月17日	同 意
2	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県央広域事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例)	2	2月17日	承 認
3	埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について	3	2月17日	原案可決
4	令和3年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第3号)	4	2月17日	原案可決
5	令和3年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算(第2号)	5	2月17日	原案可決
6	令和4年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算	6	2月17日	原案可決
7	令和4年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について	7	2月17日	原案可決